

障害者就労施設受注促進・工賃向上設備整備費補助事業 選考基準

標記補助事業について、次のとおり選考を行うもの

1 選考件数

予算の範囲内で点数の高い順に選考する。

2 選考基準

(1) 令和8年9月1日時点で市長から指定を受けている以下の事業所

ア 就労継続支援A型事業所

イ 就労継続支援B型事業所

(2) 生産性の向上のために必要な設備整備

次の点を踏まえ、総合的に評価

- ・事業所の運営体制が適切か。(生産活動収支、経営改善計画の作成状況等)
- ・時間当たりの生産量の増加
- ・作業の標準化・省力化による負担軽減
- ・作業の安全性の確保と快適性の向上
- ・製品・サービスの品質向上
- ・稼働率や利用率の向上
- ・利用者の満足度やモチベーションの向上

(3) 利用者の知識・能力の向上に資する設備整備

次の点を踏まえ、総合的に評価

- ・作業習熟度の向上
- ・スキル獲得・資格取得
- ・自立度・作業自立度
- ・利用者の一般就労への移行支援の方針

(4) 新たな販路拡大等受注促進につながる設備整備

※(1)を満たしていない者は、選考対象外とする。

3 選考方法

選考基準(2)を10段階とし、(3)(4)を項目ごとに5段階で評価を行い、各項目の点数を合計

して総合的に選考する。

事務局で一次評価を実施し、選考委員会委員の意見を踏まえ、最終評価を行う。

《評価について》

点 数（２）	点 数（３、４）	評 価
１０	５	効果が特に見込まれる
８	４	効果が見込まれる
５	３	普通
４	２	効果があまり見込まれない
１	１	効果が見込まれない

以 上